

○豊見城市障害者等日常生活用具の給付等に関する規則

平成21年3月31日規則第8号

別表（第2条、第3条、第10条、第11条、第13条関係）

区分	種目		在宅 又は 施設	障害及び程度	性能	基準額	耐用 年数
給付	介 護・訓 練支 援用 具	特殊寝台 (介護保 険対象用 具)	在宅	下肢又は体幹機能 障害2級以上の障 害児(者)	腕、脚等の訓練の できる器具を付 帯し、原則として 使用者の頭部及 び脚部の傾斜角 度を個別に調整 できる機能を有 するもの	15万4,000円	8年
		特殊マッ ト(介護保 険対象用 具)	在宅	下肢又は体幹機能 障害1級(常時介護 を要する者に限 る。)の障害者、児 童相談所若しくは 知的障害者更生相 談所において知的 障害児(者)として 判定され障害の程 度が重度若しくは 最重度であるもの (障害児において は、原則として3歳 以上のもの)又は身 体障害者手帳の交	じゅくそうの防 止又は失禁等に よる汚染又は損 耗を防止できる 機能(知的障害 者、障害児にあつ てはマット(寝 具)にビニール等 の加工をしたも の)を有するもの	1万9,600円	5年

			付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に係るものに限る。）の程度が1級若しくは2級であるものとして記載されているもので、原則として3歳以上のもの			
	特殊尿器（介護保険対象用具）	在宅	常時介護を要する下肢又は体幹機能障害1級の障害児（者）（障害児においては、学齢児以上のもの）	尿が自動的に吸引されるもので、障害児（者）又は介護者が容易に使用し得るもの	6万7,000円	5年
	入浴担架	在宅	入浴に介護を要する下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児（者）（障害児においては、原則として3歳以上のもの）	障害児（者）を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	8万2,400円	5年
	体位変換器（介護保険対象用具）	在宅	下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児	介助者が障害児（者）の体位を交換させるのに容易に使用し得るもの	1万5,000円	5年

			(者) (障害児においては、原則として学齢児以上のもの)			
移動用リフト (介護保険対象用具)	在宅	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児 (者) (障害児においては、原則として3歳以上のもの)	介護者が重度身体障害児 (者) を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	15万9,000円	4年	
訓練椅子	在宅	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児で、原則として3歳以上のもの	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	3万3,100円	5年	
訓練用ベッド	在宅	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児で、原則として学齢児以上のもの又は難病患者等で下肢又は体幹機能に障がいのある者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	15万9,200円	8年	
浴槽	在宅	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児 (者) 。ただし、自宅に浴槽がない又は既存の浴槽で入浴が困難な者に	実用水量150リットル以上のもの。	5万8,300円	8年	

				限る（障害児においては、原則として学 齢児以上のもの）。			
自立 生活 支援 用具	入浴補助 用具（介護 保険対象 用具）	在宅	入浴に介助を要す る下肢又は体幹機 能障害児（者）（障 害児においては、原 則として3歳以上 のもの）	入浴時の移動、座 位の保持、浴槽へ の入水等を補助 でき、障害児（者） 又は介助者が容 易に使用し得る もの。ただし、設 置に当たり住宅 改修を伴うもの を除く。	9万円	8年	
	便器（介護 保険対象 用具）	在宅	下肢又は体幹機能 障害2級以上の障 害児（者）（障害児 においては、原則と して学齢児以上の もの）	障害児（者）が容 易に使用し得る もの（手すりをつ けることができ る。）ただし、取 替に当たり住 宅改修を伴うも のを除く。	便器 4,450円 手すり 5,400円	8年	
	頭部保護 帽	在 宅・施 設	平衡機能、下肢若し くは体幹機能障害 児（者）又は児童相 談所若しくは知的 障害者更生相談所 において知的障害 児（者）として判定 され障害の程度が	転倒の衝撃から 頭部を保護でき るもの A スポンジ、革 を主材料に製作 したもの B スポンジ、 革、プラスチック	A 1万5,200円 B 3万6,750円	3年	

			重度若しくは最重 度であるものであ って、てんかんの発 作等により頻繁に 転倒するもの	を主材料に製作 したもの		
	T字状・棒 状のつえ	在宅・施 設	平衡機能、下肢又は 体幹機能障害者	つえ（木材） 主体－木材（十分 な強度を有する もの） 外装－ニス塗料 つえ（軽金属） 主体－軽金属 外装－塗装なし （付属品：夜光 材）	つえ（木材） 2,200円 ※夜光材付きと した場合は410 円増し ※外装に白色又 は黄色ラッカ ーを使用した 場合は260円増 し つえ（軽金属） 3,000円 ※外装に白色又 は黄色ラッカ ーを使用した 場合は260円増 し	3年
	移動・移乗 支援用具 （介護保 険対象用 具）	在宅	平衡機能又は下肢 若しくは体幹機能 に障害を有し、家庭 内の移動等におい て介助を必要とす る者（障害児におい ては、原則として3	おおむね次のよ うな性能を有す る手すり、スロー プ等であること。 ア 障害者（児） の身体機能の状 態を十分踏まえ	6万円	8年

			歳以上のもの)	たものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。		
	特殊便器 (介護保険対象用具)	在宅	上肢障害２級以上の障害児(者)又は児童相談所若しくは知的障害者更生相談所において知的障害児(者)として判定され、障害の程度が重度若しくは最重度であり、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難なもの(障害児においては、原則として学齢児以上のもの)	足踏ペダル等に温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	15万1,200円	8年
	火災警報器	在宅	障害等級２級以上の障害児(者)又は	室内の火災を煙又は熱により感	1万5,500円	8年

			児童相談所若しくは知的障害者更生相談所において知的障害児（者）として	知し、音又は光を発生し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの		
	自動消火器	在宅	て判定され、障害の程度が重度若しくは最重度であるものの	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	2万8,700円	8年
	電磁調理器	在宅	視覚障害2級以上の障害者又は児童相談所若しくは知的障害者更生相談所において知的障害児（者）として判定された障害の程度が重度若しくは最重度であって、18歳以上のもの	視覚障害者、知的障害者が容易に使用し得るもの	4万1,000円	6年
	歩行時間延長信号機用小型送信機	在宅	視覚障害2級以上の障害児（者）（障害児においては、原則として学齢児以上のもの）	視覚障害児（者）が容易に使用し得るもの	7,000円	10年
	聴覚障害者用屋内信号装置	在宅	聴覚障害2級以上の障害者	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの ※聴覚障害者用	8万7,400円	10年

					屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚まし、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。		
在宅療養等支援用具	透析液加温器	在宅	腎臓機能障害3級以上の障害児（者）で、自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行うもの（障害児においては、原則として3歳以上のもの）	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5万1,500円	5年	
	ネブライザー（吸入器）	在宅	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害児（者）	障害者が容易に使用し得るもの	3万6,000円	5年	
	電気式たん吸引器	在宅	であって、必要と認められるもの（障害児においては、原則として学齢児以上のもの）		5万6,400円	5年	
	酸素ボンベ運搬車	在宅	医療保険における在宅酸素療法を行う者		1万7,000円	10年	
	盲人用体温計（音声式）	在宅	視覚障害2級以上の障害児（者）（障害児にあっては、原則として3歳以上のもの）	視覚障害児（者）が容易に使用し得るもの	9,000円	5年	

			則として学齡児以上のもの)			
	盲人用体重計	在宅	視覚障害２級以上の障害者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	1万8,000円	5年
	盲人用血圧計	在宅	視覚障害２級以上の障害児（者）（ただし、40歳未満の者については医師の意見書により血圧計の必要性が認められるものに限る。）	視覚障害者が容易に使用し得るもの	1万8,400円	5年
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	在宅	難病患者等又は小児慢性特定疾患児であって、人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者が容易に使用し得るもの	15万7,500円	5年
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	在宅・施設	音声機能若しくは言語機能障害児（者）又は肢体不自由児（者）であって、発声、発語に著しい障害を有するもの（児童においては、原則として学齡児以上のもの）	携帯式でことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害児（者）が容易に使用し得るもの	9万8,800円	5年
	情報・通信	在宅	上肢機能障害又は	障害児（者）向け	10万円	1回

		支援用具	視覚障害2級以上の障害児(者)であって、当該用具によりパソコンの利用が可能になるもの(パソコンの利用により社会参加が見込まれる者に限る。)	のパソコン周辺機器及びアプリケーションソフト ※視覚障害 画面音声化ソフト 画面拡大ソフト 視覚障害者用ワープロアプリケーションソフト など ※上肢機能障害 ジョイスティック 大型キーボード など		限り
		点字ディスプレイ	在宅 視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害(原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級以上)を持つ身体障害者であって、必要と認められるもの	文字等のディスプレイ情報を点字等により示すことのできるもの	38万3,500円	6年
		点字器	在宅・施設	視覚障害児(者) 点字を打つための定規と板と点筆がセットのもの	標準型 1万400円 携帯用 7,200円	なし

	点字タイプライター	在宅	視覚障害２級以上の障害児（者）（ただし、障害児にあっては、本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。）	視覚障害児（者）が容易に使用し得るもの	6万3,100円	5年
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	在宅	視覚障害２級以上の障害児（者）（障害児においては、原則として学齢児以上のもの）	録音再生機 録音再生機 再生専用機 録音再生機 再生専用機 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害児（者）が容易に使用し得るもの 再生専用機 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品で	録音再生機 8万5,000円 再生専用機 3万5,000円	6年

				あって、視覚障害児（者）が容易に使用し得るもの		
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	在宅		文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害児（者）が容易に使用し得るもの	9万9,800円	6年
	視覚障害者用拡大読書器	在宅	視覚障害児（者）であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもの（障害児において拡大された画像は、原則として学齢児以上のもの）	画像入力装置を讀みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	19万8,000円	8年
	盲人用時計	在宅	視覚障害2級以上の障害者（音声時計の給付は、原則として手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者に限	視覚障害者が容易に使用し得るもの	触読式時計 1万300円 音声時計 1万3,300円	10年

			る。)				
		聴覚障害者用通信装置	在宅	聴覚障害児（者）又は発声、発語に著しい障害を有する者（児童を含む。）であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの（障害児においては、原則として学齢児以上のもの）	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害児（者）が容易に使用できるもの	7万1,000円	5年
		聴覚障害者用情報受信装置	在宅	聴覚障害児（者）であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害児（者）用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害児（者）向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害児（者）が容易に使用し得るもの	8万8,900円	6年
		人工喉頭	在	喉頭を摘出した者	笛式	笛式	5年

		宅・施設		呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの 電動式 顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	5,000円 電動式 7万100円		
		点字図書	在宅	視覚障害児（者）であって、主に情報の入手の手段が点字によるもの	点字により作成された図書	点字図書価格	なし
貸与		福祉電話	在宅	聴覚障害者又は外出困難な身体障害者（原則として2級以上）であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められるもの及びファックスの貸与を受けているもの（障害者のみの世帯及びこれに	障害者が容易に使用し得るもの	無償	なし

				準じる世帯である 場合に限る。)			
		ファックス	在宅	聴覚又は音声機能 若しくは言語機能 障害3級以上であ って、コミュニケー ション、緊急連絡等 の手段として必要 性があると認めら れるもの（電話（難 聴者用電話を含 む。）によるコミュ ニケーション等が 困難な障害者のみ の世帯及びこれに 準じる世帯である 場合に限る。)		無償	なし
共同 利用		視覚障害 者用ワー ドプロセ ッサー	在宅	視覚障害児（者） （障害児にあつて は、原則として学 齢児以上のもの）	編集及び校正機 能を持ち、日本点 字表記法に基づ き入力した文章 を自動的に点字 変換が可能であ り、点字プリンタ ーとの連動によ り点字文章の作 成及び音声化が できるもの	103万円	なし
給付	排泄	ストマ用	在	ストマ造設者	障害児（者）又は	蓄便袋	なし

管理 支援 用具	装具	宅・施設		介助者が容易に 使用し得るもの	8,600円 (月額)	
					蓄尿袋 1万1,300円 (月額)	
	紙おむつ 等（紙おむ つ、洗腸用 具、サラ シ・ガーゼ 等衛生用 品）	在宅・施設	ストマ造設者であ って、治療によっ て、軽快の見込みのな いストマ周辺の皮 膚の著しいびらん 又はストマの変形 のため、ストマ用装 具を装着できない 者  3歳以上であって、 高度の排便機能障 害者又はおおむね 3歳未満で発症し た脳性麻痺等の脳 原性運動機能障害 かつ意思表示困難 者		1万2,000円 (月額)	なし
	収尿器	在宅・施設	高度の排尿機能障 害者		男性用 7,700円  女性用 8,500円	1年
住宅 改修 費	居宅生活 動作補助 用具（介護	在宅	下肢、体幹機能障害 又は乳幼児期以前 の非進行性の脳病	障害児（者）の移 動等を円滑にす る用具で、設置に	20万円	1回 限り

		保険対象 用具)	変による運動機能 障害（移動機能障害 に限る。）を有する 者（学齢児以上の児 童を含む。）であっ て、障害等級3級以 上のも（ただし、 特殊便器への取替 えをする場合は、上 肢障害2級以上の 者)	小規模な住宅改 修を伴うもの		
--	--	-------------	--	-------------------	--	--